

指 定 書

指令廃対第42号

所在地 大分市大字寒田字下原409番地の40
名 称 財団法人大分県環境管理協会
代表者 理事長 山崎正巳

平成9年3月7日付けをもって申請のあった上記の者を、大分県内において、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第57条第1項の規定により同法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定する。

なお、この指定に係る条件については次のとおりである。

平成9年4月1日

大分県知事 平松守彦



条 件

- 1 検査業務の実施については、別添写し「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」（平成7年6月20日衛浄第34号）に基づき行うこと。
- 2 検査業務の公正を期すため、検査委員会の理事の過半数が業界代表者以外の者で占められていること。
- 3 検査業務に関する規程の作成及び変更については、知事の承認を受けなければならない。
- 4 毎事業年度経過後3月以内にその事業年度の事業報告書、収支計算書、検査員の名簿及び検査手数料の報告書を知事に提出すること。
- 5 知事から検査業務の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- 6 知事が、検査業務が適正に実施されるために、必要な限度において指示を行ったときは、必要な措置を取らなければならない。
- 7 検査手数料を変更しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 8 検査業務の全部若しくは一部を休止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 9 法人の名称を変更した場合には、変更後30日以内に知事に



届け出ること。

- 10 厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第33条に規定する指定の基準に適合しなくなつたと認めるとき、指定の条件に違反したとき、又は検査業務が適正に行われていないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

